

判例六法 令和二年版 有効な改正前規定

「有効な改正前規定」について

判例六法は、基準日（令和元年九月一日）までに公布された法令による改正を織り込み刊行しています。しかし、その法令がすぐに施行されず、施行の日が六法の刊行日よりずっと先になることがあります。効力をもっているのは改正を織り込む前の条文ですが、判例六法に掲載しているのは改正を織り込んだ条文であるため、書籍の六法では、実際に効力をもっている条文を調べることができなくなってしまう。

そこで、効力をもつ改正前の条文で、令和二年一月二日から令和三年三月三十一日までに施行されるものを「有効な改正前規定」として公開します。なお、令和三年四月一日以降に施行されるものについては、判例六法本体に小さな文字で改正規定などを掲載しています。

本欄では、令和元年九月一日現在での「有効な改正前規定」を掲載しています。施行の日が未確定なものは「令和二・二九までに施行」などと表記していますが、施行期日定める法令により施行の日が確定し、改正法令が施行されると、判例六法に掲載している条文が効力をもつこととなります。

令和元年九月一日

有斐閣六法編集室

凡 例

〈内容現在〉 令和元年九月一日

〈掲載内容〉 判例六法令和二年版の掲載法令中、施行期日の到来していない改正前の規定を掲載した。

〈施行期日の範囲〉 令和二年一月二日から令和三年三月三十一日まで（令和三年四月一日以降のものは判例六法に注記を加えて掲載した。）

〈掲載の原則〉 該当する条文を条ごとに掲載した。ただし判例六法と同一の部分については、略 などと表記して、項及び号の範囲で省略している。ただし、民法については、判例六法令和二年版「民法」改正前規定（六四三頁）に掲載した。

〈改正法令一覧〉 各掲載法令の題名の次に、対象となる改正法令の法令名と公布日・施行期日を掲げた。なお、施行期日は別の法令により定められる場合がある。施行期日が「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」などと定められている場合には、具体的な日付に置き換えて表記した。

目次

公 法

- 公職選挙法(昭和五法一〇〇)……………三
- 地方公務員法(昭和五法六六)……………三
- 地方自治法(昭和三法六七)……………四
- 土地収用法(昭和二六法二九)……………五

民 事 法

- 動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成一〇法〇四)……………六
- 民法施行法(明治三二法一一)……………六
- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成一八法四一)……………六
- 不動産登記法(平成一六法二二三)……………七
- 電子記録債権法(平成一九法一〇三)……………七
- 消費者契約法(平成二二法六一)……………七
- 電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律(平成二三法九五)……………八
- 借地借家法(平成三三法九〇)……………八
- 製造物責任法(平成六法八五)……………八
- 戸籍法(昭和三三法二四)……………九
- 商法(明治三三法四一)……………一〇
- 会社法(平成一七法八六)……………一一
- 金融商品取引法(昭和三三法二五)……………一一
- 商業登記法(昭和三八法一一五)……………一五
- 保険法(平成二〇法五六)……………一五

刑 事 法

- 刑法(明治四〇法四五)……………二二
- 少年法(昭和三三法一六八)……………二二
- 手形法(昭和七法二〇)……………一六
- 小切手法(昭和八法五七)……………一六
- 民事訴訟法(平成八法一〇九)……………一七
- 非訟事件手続法(平成三法五一)……………一七
- 家事事件手続法(平成三法五二)……………一七
- 民事執行法(昭和五四法四)……………一八
- 民事保全法(平成一法九一)……………一九
- 破産法(平成一六法七五)……………二〇
- 民事再生法(平成一法二三五)……………二二
- 会社更生法(平成一四法一五四)……………二二

社 会 法

- 労働契約法(平成一九法二二八)……………二四
- 労働基準法(昭和三三法四九)……………二四
- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四七法一一三)……………二四
- 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五法七六)……………二五
- 労働者災害補償保険法(昭和三三法五〇)……………二六

産 業 法

- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和三三法五四)……………二七
- 特許法(昭和三四法一一)……………三二
- 不正競争防止法(平成五法四七)……………三三

○公職選挙法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・情報通信技術の利用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡便化及び効率化を図るための政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の部を改正する法律（令和一・五・三）法一六附則二三条、令和二・二・九までに施行

第九条（名簿）

⑤ 選挙人名簿の調製については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十号）第六条の規定は、適用しない。（改正により廃られた）

（在外選挙人名簿）

第十〇条（一）⑤（略）

⑥ 在外選挙人名簿の調製については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第六条の規定は、適用しない。（改正により廃られた）

○地方公務員法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成一九・五・七）法二九、本則一条（令和一・四・一）施行

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）
第三〇条① 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のすべての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

こえない期間で臨時の任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、その任用を六月こえない期間で更新することができ、再度更新することはない。（改正により廃られた）

⑥ 臨時の任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではない。（改正により廃られた）

⑦ 前五項に定めるものの外、臨時的に任用された者に対しては、この法律を適用する。（改正により廃られた）

第二二条の二・第二三条の三、改正により追加

（給与に関する条項及び給与の支給）

第五〇条（一）②（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

（営利企業への従事等の制限）
第三八条① 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及次条第一項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員（人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね若しくは自ら営利企業を営み又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。）

②（略）

③（略）

④（略）

⑤（略）

⑥（略）

⑦（略）

⑧（略）

⑨（略）

⑩（略）

⑪（略）

⑫（略）

⑬（略）

⑭（略）

⑮（略）

⑯（略）

⑰（略）

⑱（略）

⑲（略）

⑳（略）

㉑（略）

㉒（略）

に対し、理由を付して次項の手續が終了するまでの間当該為
を停止すべきことを勧告することができる。この場合において
は、監査委員は、当該勧告の内容をその請求人により、
(以下本条において「請求人」という。)通知し、かつ、これを
公表しなければならない。(改正後の④)

④ 第一項の規定による請求があつた場合においては、監査委員
は、監査を行い、請求をしないことと認めるときは、理由を付
してその旨を書面にし、請求人に通知するとともに、これを公
表し、請求理由が認めるときは、当該普通地方公共団
体の議会、長その他の執行機関又は職対し、期間を示して必
要な措置を講ずべきことを勧告しなければならない。この請
求人を通知し、かつ、これを公表しなればならない。改正
後の⑤

⑤ 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第一項の規定
による請があつた日から六十日以内これをを行なわなければ
ならない。(改正後の⑥)

⑥ 監査委員は、第四項の規定による監査を行うに当たつては、
請求人に該勧告の提出の機会を与へなければならない。
(改正後の⑦)

⑦ 第三項の規定による勧告並びに第四項の規定による監査及び
勧告についての決定は、監査委員合議によるものとする。
(改正により削除)

⑧ 第四項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧
告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に
示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査
委員に通知しなければならない。この場合においては、監査委員
は、当該通知に係る事項を請求人に通知し、かつ、これを公
表しなればならない。
(改正により追加)

⑨ 第七項の訴訟告知は、第一項第四号の規定による訴訟が終了
した日から六月以内に裁判上の請求、破産手続参加、仮差押若
しくは仮処分又は第三十二一条規定する納入の通知をしな
ければ、時効中断の効力を生じない。
(改正により追加)

⑩ 略

⑪ 改正により追加

⑫ 略

⑬ 改正により追加

⑭ 略

である場合あつては、当該監事の命命をすることを求める
請求
② 前項の規定による訴訟は、次の番号に掲げる期間内に提起し
なければならない。

一 監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合は、当該
監査の結果は当該訴訟の内容の通知があつた日から三十日
以内
二 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職
員の措置に不服がある場合は、当該措置に係る監査委員の
通知があつた日から三十日以内
三 監査委員が請求をした日から六十日を経過した日、監査又は
勧告を行なわなない場合は、当該六十日を経過した日から三十
日以内

四 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職
員が措置を講じない場合は、当該勧告に示された期間を経過
した日から三十日以内
③ ⑦ 略

④ 共同設置する機関の補助職員等
第五二条の二(一)改正後の第四三三(二)(1)

⑤ 改正により追加

⑥ 略

掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第四号の
規定により都が課するもの取入額に条例で定める割合を乗じ
て得た額で特別区及び市が交付すべき事務を遂行すること
ができるように都が交付する交付金である。

③ 都は、政令の定めるところにより、第一項の特別区財政調整
交付金を関する事項について総務大臣に報告しなければならない
ことである。

④ 総務大臣は、必要があると認めるときは、第一項の特別区財
政調整交付金に関する事項について必要な助又は勧告を
することができる。

⑤ 特別区事務組合
第七七条の二(一)改正後の④

⑥ 特別区事務組合にあつては、この法律その他の法令の規定
により、部事務組合の執行機関、一部事務組合の議会、報告
し、提出し、又は勧告することとされており、その事項の報告
、提出又は勧告は、当該特別区事務組合の執行機関が構成
団体の長を通じて該事項を全ての構成団体の議会に報告し、
提出し、又は勧告することによつて行うものとする。
(改正により追加)

⑦ 略

⑧ 略

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等
に関する法律平成十九・六・二四法四五 本則三三三(令和
二・四・施行)

権利取得判決に係る補償の払戻又は供償等
九五条(一)略

一 起業者は、左の各号に掲げる場合においては、前項の規定に
かわらず、権利取得の時期後に補償金等を供託することが
できる。
補償金等を受けるべき者がその受領を拒んだとき、又は補
償金等を受領することができないとき

二 起業者が過失がなかつて補償金等を受けるべき者を
確認することができないとき、改正後の三三
三 起業者が差押又は仮差押により補償金等の払戻を禁じられ
たとき、改正後の五
四 前項第三号の場合において補償金等を受けるべき者の請求が
あるときは、起業者は、自己の見積金額を払い渡し、判決による
補償金等の額と前項の額を供託しなければならない。

⑤ 略

⑥ 略

○動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二法四五）本則 九条 令和二・四・一施行

（債権の譲渡の對抗要件の特例等）

④ 前項の場合においては、民法第四百六十八条第二項の規定は、前項に規定する通知がされたときに限り適用する場合において、当該債権の債務者は、同項に規定する通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた事由を譲受人に對抗することができる。

④ 略

○民法施行法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二法四五）本則一条（令和二・四・一施行）

④ 確定日付の効果 証書は確定日付あるに非ざれば第三者に対し其作成の日につき完全なる証拠力を有せず。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二法四五）本則四九条（令和二・四・一施行）

（競業及び利益相反取引の制限）

② 民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号の取引については、適用しない。
② 財産の拠出の無効又は取消しの制限
第一六五条 設立者（第百五十一条第二項の場合）にあつては、その相統人は、一般財団法人の成立後は、錯誤を理由として財産の拠出の無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として財産の拠出の取消しをすることができない。

○不動産登記法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二）法四五 本則四三条（令和二・四・一施行）
- 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成二〇・七・二）法七二 附則二六条（令和二・四・一施行）
- 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡便化及び効率的化を図るための行政手続等に関する情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・五・三）法一六 附則五九条（令和二・二・一九まで施行）

（登記する）ことができる権利等

- 新九 改正により追加
- 九 略（改正後の十）
- 第八一条の二 改正により追加

（買戻しの特約の登記の登記事項）

- 第六六条 買戻しの特約の登記の登記事項は、第五十九条各号に掲げるもののほか、買主が支払った代金及び契約の費用並びに買戻しの期間の定めがあるときはその定めとする。
- （行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用外）
- 第五四條 本法は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定によらずに、総務省行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十号）第三十条第十号に規定する手続等（以下「二」としては、同法第三十條から第六六条までの規定は、適用しない。）については、同法第三十條から第六六条までの規定は、適用しない。

○電子記録債権法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二）法四五 本則五三條（令和二・四・一施行）
- （意思表示の無効又は取消しの特則）
- 第二二條 電子記録の請求における相手方に対する意思表示による民法第九三三條ただし書しくは第九三五條の規定による取消しは、善意である重大な瑕疵がない第三者（同条第一項及び第二項の規定による取消しにおいては、取消し後の第三者に限る。）に対抗することができない。
- （住居略）
- ② 一 前項の意思表示の無効又は取消しを対抗しようとする者が、個人（当該電子記録において個人事業者者約法（平成二二年法律第六十一号）第二条第二項に規定する事業者である個人）をいう。以下同じ。）である旨の記録がされている者を除く。である場合

（無代理人責任の特則）

- 第二三條 電子記録の請求における相手方に対する意思表示については、民法第七七条第一項の規定の適用については、同項中「過失」とあるのは、「重大な過失」とする。
- （発生日記録）
- 第六三條 一（住居略）
- 四 債権者が人（以上）の場合において、その債権が不可分債であるときはその旨、可分債であるときは債権者ごとの債権の金額
- 五（八）略
- ⑤ 略

（消滅時効）

- 第三三條 電子記録債権は、三年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

○消費者契約法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- 消費者契約法の一部を改正する法律（平成二八・六・三）法六（本則（令和二・四・一施行）
- 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二）法四五 本則九八条（令和二・四・一施行）
- （消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）
- 第四四條 ⑤ 略
- ⑥ 第一項から第四項までの規定による消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しは、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。
- （媒介の委託を受けた第三者及び代理人）
- 第五五條 ① 消費者契約の締結に係る消費者の代理人（復代理人（二）以上の段階をたどり復代理人として選任された者を含む。）を含む。以下同じ。事業者の代理人及び受託者の代理人は、前条第一項から第四項まで（前項において準用する場合を含む。）次条及び第七七条において同じ。）の規定の適用については、それぞれ消費者、事業者又は受託者とみなす。

（事業者の損害賠償の責任を免除する条項等の無効）

- 第六六條の二 改正により追加
- 第八二條 一（住居略）
- 一 四 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるとき、当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の作事目的物に瑕疵があるとき、次項において同じ。に、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除し、又は当該事業者による責任の無効を決定する権限を付与する条項（改正により掲げられた）
- ② 前項第五号に掲げる条項については、次に掲げる場合に該当するときは、同項の規定は、適用しない。
- 一 当該消費者契約において、当該消費者が瑕疵のない物をもって当該消費者と、当該事業者が瑕疵のない物をもってこれに代える責任又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合
- 二 当該消費者と当該事業者の委託を受けた他の事業者との間の

（差止請求権）

- 第三二條 ① ② 略
- ③ 適格消費者団体は、事業者又はその代理人が、消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で第八二条から第十一条までに規定する消費者契約の条項（同第八二条第五号に掲げる消費者契約の条項）については、同条第八二条各号に掲げる場合に該当するものを除く。次項において同じ。を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い、又は行おうとしているときは、その事業者又はその代理人に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要措置を講ずることを請求することができる。ただし、民法及び商法以外の他の法律の規定によれば当該消費者契約の条項が無効されないときは、この限りでない。
- ④ 略

の契約又は当該事業者と他の事業者との間の当該消費者のためにする契約で、当該消費者契約の締結に先立って又はこれと同時に締結されたものにおいて、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該事業者が、当該瑕疵により当該消費者に生じた損害を賠償する責任の全部若しくは一部を負い、瑕疵のない物をもってこれに代える責任を負い、又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合

（消費者契約の解除権を放棄させる条項等の無効）
第八二條の二 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。
一 事業者の債務不履行による生じた消費者の解除権を放棄させ、又は当該事業者によるその解除の無効を決定する権限を付与する条項
二 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があること、当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の作事目的物に瑕疵があるときに、生じた消費者の解除権を放棄させ、又は当該消費者にその解除権の無効を決定する権限を付与する条項

（差止請求権）
第三二條 ① ② 略
③ 適格消費者団体は、事業者又はその代理人が、消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で第八二条から第十一条までに規定する消費者契約の条項（同第八二条第五号に掲げる消費者契約の条項）については、同条第八二条各号に掲げる場合に該当するものを除く。次項において同じ。を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い、又は行おうとしているときは、その事業者又はその代理人に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要措置を講ずることを請求することができる。ただし、民法及び商法以外の他の法律の規定によれば当該消費者契約の条項が無効されないときは、この限りでない。

○電子消費者契約に関する民法の特例に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二法四五）本則二九八条（令和二・四・一施行）

題名

電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律

趣旨

第二条 本法は、消費者が行う電子消費者契約の要素に特定の錯誤があった場合及び隔地者間の契約において電子承諾通知を発する場合に関し、民法（明治二十九年法律第八十九号）の特例を定めるものとする。

定義

第一条①—③（略）
④ この法律において「電子承諾通知」とは、契約の申込みに対する承諾の通知であつて、電磁的方法のうち契約の申込みに対する承諾をしようとする者が使用する電子計算機等（電子計算機、ファクシミリ装置、テレックス又は電話機をい）以下同じ。）と当該契約の申込みをした者が使用する電子計算機等とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法により行つたものをいふ。（改正により附られた）

（電子消費者契約に関する民法の特例）

第二条 民法第九十五条ただし書の規定は、消費者が行う電子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示について、その電子消費者契約の要素に錯誤があつた場合であつて、当該錯誤が次のいずれかに該当するときは、適用しない。ただし、当該電子消費者契約の相手方である事業者（その委託を受けた者を含む。以下同じ。）が、当該申込み又はその承諾の意思表示に際して、電磁的方法によりその映像面を介して、その消費者の申込み若しくはその承諾の意思表示を行う意思の有無について確認を求めた措置を講じた場合又はその消費者から当該事業者に対して当該措置を講ずる必要がない旨の意思の表明があつた場合は、この限りでない。

（電子承諾通知に関する民法の特例）
第四条 民法第五百二十六条第一項及び第五百二十七条の規定は、隔地者間の契約において電子承諾通知を発する場合については、適用しない。改正により附られた

○借地借家法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二法四五）本則二五条（令和二・四・一施行）

（借地権の対抗力等）

第三条（略）
③ 民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百六十六条第一項及び第三項の規定は、前二項の規定により第三者に対抗することのできる借地権の目的である土地が売買の目的物である場合に準用する。改正により附られた
④ 民法第五百三十三条の規定は、前項の場合に準用する。改正により附られた

（建物賃貸借の期間）

第一条①（略）
② 民法第六百四条の規定は、建物の賃貸借については、適用しない。

（建物賃貸借の対抗力等）

第二条①（略）改正後の本条
② 民法第五百六十六条第一項及び第三項の規定は、前項の規定により効力を有する賃貸借の目的である建物が売買の目的物である場合に準用する。改正により附られた
③ 民法第五百三十三条の規定は、前項の場合に準用する。改正により附られた

○製造物責任法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二法四五）本則六六条（令和二・四・一施行）

期間の制限

第五条① 第三条に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知つた時から三年間行わないときは、時効及び消滅する。その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から十年を超過したときも同様とする。
② 前項後段の期間は、身体に著した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間を経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する。

○戸籍法

令和二年一月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡便化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・五・三二法）**一六**附則一五条（令和二・二・九までに施行）
・戸籍法の一部を改正する法律（令和一・五・三二法）**一七**本則（令和二・五・三〇までに施行）

第二四条「職権による戸籍の訂正」①戸籍の記載が法律上許されないものであること又はその記載に錯誤若しくは遺漏があることを発見した場合には、市町村長は、遅滞なく届出人又は届出事件の本人にその旨を通知しなければならない。但し、その錯誤又は遺漏が市町村長の過誤によるものであるときは、この限りでない。

②前項の通知をすることができないとき、又は通知をしても戸籍訂正の申請をしないときは、市町村長は、管轄法務局又は地方法務局の長の許可を得て、戸籍の訂正をすることができる。前項ただし書の場合も、同様である。

新③（改正後の④）

第四四条「届出の催告」①②（略）

新③（改正により追加）
③第二十四条第二項の規定は、前二項の催告をすることができない場合及び催告をしても届出しない場合に、同条第二項の規定は、裁判所その他の官庁、検察官又は吏員がその職務上届出を怠つた者があることを知つた場合にこれを準用する。（改正後の④）

第七七条「届出義務者」①（略）

②死亡の届出は、同居の親族以外の親族、後见人、保佐人、補助人及び任意後見人も、これを行うことができる。

第一三〇条（電子情報処理組織による届出等の特例等）①行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号、以下この条において「情報通信技術利用法」という。）第三十一条の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする届出の届出地及び同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする申請の申請地については、第四章及び第五章の規定にかかわらず、法務省令

で定めるところによる。
②第四十七条の規定は、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用した届出及び申請について準用する。
③第四十条又は民法第七百四十一条若しくは第八百一条の規定による届出及び第四十一条の規定による証書の原本の提出については、情報通信技術利用法第三条の規定は、適用しない。（改正により削られた）
④戸籍及び除かれた戸籍については、情報通信技術利用法第六条の規定は、適用しない。（改正により削られた）

有効な改正前規定（戸籍法）

○商法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二四法四五）本則三条（令和二・四・一施行）

① 詐害営業譲渡に係る譲受人に対する債務の履行の請求

第八條の二 譲渡人が譲受人に承継されな債務の債権者（以下この条において「債権者」という。）を害することを以て、営業を譲渡した場合に、債権者は、その譲受人に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。ただし、その譲受人が営業の譲渡の効力が生じた時において、債権者を害す事実を知らなかったときは、この限りでない。

② 譲渡人が前項の規定により前項の債務を履行する責任を負う場合には、当該責任は、譲渡人が、債権者を害することを以て、営業を譲渡したことを知った時又は二年以内請求又は請求の予告をしない存債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。営業の譲渡の効力が生じた日から二十年を経過したときは、同様とする。

③ 略

（対話者間における契約の申込み）
第五〇七條 商人である対話者の間において契約の申込みを受け手が直ちに承諾をしなかつたときは、その申込みは、その効力を失う。

（隔地者間における契約の申込み）

第五〇八條 ① 略
② 民法第五百一十條の規定は、前項の場合について準用する。

（利息請求権）

第五一三條 ① 商人間において金銭の消費貸借をしたときは、貸主は、法定利息（次条の法定利率による利息をいう。以下同じ。）を請求することができる。

（商事法定利率）

第五一四條 商行為によつて生じた債務に関しては、法定利率は、年六分とする。

（債務の履行の場所）

第五一六條 ① 略、改正後の本条
② 指図債権及び無記名債権の弁済は、債務者の現在の営業所がある場所がない場合にあつては、その住所においてしななければならない。（改正により削られた）

（指図債権等の証券の提示と履行遅滞）

第五一七條 指図債権又は無記名債権の債務者は、その債務の履行について、指図の定めがあるときであつても、その期限が到来した後所持人がその証券を提示してその履行の請求をした時から遅滞の責任を負う。

（無証券喪失の場合の権利行使法）

第五一八條 金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有価証券の所持人がその有価証券を喪失した場合において、非訟事件手続法（平成二十二年法律第十一号）第一百十四條に規定する公示催告の申立てをしたときは、その債務者に、その債務の目的物を供託させ、又は相当の担保を供してその有価証券の題旨に従ひ履行をさせることができる。

（有価証券の譲渡方法及び善意取得）

第五一九條 ① 金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有価証券の譲渡については、当該有価証券の性質に応じ、手形法（昭和七年法律第二十号）第十條、第十三條及び第十四條第一項又は小切手法（昭和八年法律第五十七号）第五條第二項及び第十九條の規定を準用する。
② 金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする有価証券の取得については、小切手法第二十一條の規定を準用する。

（取引時間）

第五二〇條 法令又は慣習により商人の取引時間の定めがあるときは、その取引時間内に限り、債務の履行をし、又はその履行の請求をすることができる。

（商事消滅時効）

第五二二條 商行為によつて生じた債権は、この法律に別段の定めがある場合を除き、五年間行使しないときは時効によつて消滅する。ただし、他の法令に五年間より短い時効期間の定めがあるときは、その定めるところによる。

第五二三條 華商行為 削除

（買主による目的物の検査及び通知）

第五二六條 ① 略
② 前項に規定する場合において、買主は、同項の規定による検査により売買の目的物に瑕疵があること又はその数量に不足があることを発見したときは、直ちに売主に対してその旨の通知を発しなれば、その瑕疵又は数量の不足を理由として契約の

解除又は代金減額若しくは損害賠償の請求をすることができない。売買の目的物に直ちに発見することのできない瑕疵がある場合において、買主が六箇月以内にその瑕疵を発見したときも、同様とする。
③ 前項の規定は、売主がその瑕疵又は数量の不足につき悪意であつた場合には、適用しない。

（運送貨）

第五七三條 ① 略
② 運送品が不可抗力によつて滅失し、又は損傷したときは、運送人は、その運送貨を請求することができない。この場合において、運送人が既にその運送貨を受け取つていたときは、これを返還しなければならない。（改正により削られた）
③ 運送品がその性質若しくは瑕疵又は荷送人の過失によつて滅失し、又は損傷したときは、運送人は、運送貨の全額を請求することができる。（改正後の②）

有効な改正前規定（公益社法）

存債権者というを害することを以て吸収分割をした場合には、残存債権者は、吸収分割承継持分会社に対して、継続した財産の価値を限度として、当該債務の履行を請求する。ただし、持分分割承継持分会社が吸収分割の効力を生じた時において残存債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。

- ⑥ 吸収分割承継持分会社が第四項の規定により同項の債務を履行する責任を負う場合には、当該責任は、吸収分割会社が残存債権者を害することを以て吸収分割をしたことを知った時から二年以内で請求又は請求をしない残存債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。効力発生日から二年を以て経過したときも、同様とする。
- ⑦ 略

株式会社を設立する新設分割の効力の発生等

- ⑬ 新設分割設立株式会社が第四項の規定により同項の債務を履行する責任を負う場合には、当該責任は、新設分割会社が残存債権者を害することを以て新設分割をしたことを知った時から二年以内で請求又は請求をしない残存債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。新設分割設立株式会社の成立の日から二年を以て経過したときも、同様とする。
- ⑭ 略

持分会社を設立する新設分割の効力の発生等

- ⑮ 新設分割設立持分会社が第四項の規定により同項の債務を履行する責任を負う場合には、当該責任は、新設分割会社が残存債権者を害することを以て新設分割をしたことを知った時から二年以内で請求又は請求をしない残存債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。新設分割設立持分会社の成立の日から二年を以て経過したときも、同様とする。
- ⑯ 略

新株予約権の価格の決定等

- ⑰ 組織変更後持分会社は、裁判所の決定した価格に対する第一項の期間の満了の日の後六分の利率により算定した利息をも支払わなければならない。
- ⑱ 略

株式の価格の決定等

- ⑲ 消滅株式会社等は、裁判所の決定した価格に対する第一項の期間の満了の日の後六分の利率により算定した利息をも支払わなければならない。
- ⑳ 略

新株予約権の価格の決定等

- ⑲ 組織変更後持分会社は、裁判所の決定した価格に対する第一項の期間の満了の日の後六分の利率により算定した利息をも支払わなければならない。
- ㉑ 略

株式の価格の決定等

- ⑲ 消滅株式会社等は、裁判所の決定した価格に対する第一項の期間の満了の日の後六分の利率により算定した利息をも支払わなければならない。
- ㉒ 略

株式の価格の決定等

- ⑲ 消滅株式会社等は、裁判所の決定した価格に対する第一項の期間の満了の日の後六分の利率により算定した利息をも支払わなければならない。
- ㉒ 略

新株予約権の価格の決定等

- ⑲ 組織変更後持分会社は、裁判所の決定した価格に対する第一項の期間の満了の日の後六分の利率により算定した利息をも支払わなければならない。
- ㉑ 略

清算持分会社の財産処分取消の訴え

- ⑲ 民法第四百一十四条第一項ただし書及び第四百二十五条及び第四百一十六條の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同法第四百一十四条第一項ただし書中、「その行為」は、「ある者は、同法第四十七條法律第八十六号」第二項第六十條第一項各号に掲げる行為によつて、と読み替へるものとする。

社債発行会社の弁済の取消の訴え

- ⑲ 民法第四百一十四条第一項ただし書及び第四百一十五條の規定は、第四項及び前項本文の場合について準用する。この場合において、同法第四百一十四条第一項ただし書中、「その行為によつて」とあるのは、「同法第八十五條第一項に規定する行為によつて」と、債権者を害すべき事実」とあるのは、「その行為が著しく不公正であること」と、同法第四百一十五條中、「債権者」とあるのは、「社債権者」と読み替へるものとする。

穴拾得事由

第九四三条 社書略

- 一 この節の規定は、農業協同組合法、昭和二十二年法律第一百二十二号、第九十七條の四協同組合法、昭和二十二年法律第十條の第十項及び第六六條の四第十六項、公認会計士法第三十四條の二、第四項及び第三十四條の二、第三項、消費者生活協同組合法、昭和二十三年法律第二百零二條、第六項、水産業協同組合法、昭和二十三年法律第二百零二條、第五項、中小企業等協同組合法、昭和二十三年法律第二百零二條、第五項、第三十五條第七項、輸出水産物の振興並びに中小企業団体の組織に関する法律、昭和三十一年法律第一百八十五号、第五條の二十三項及び第三十七條第三項において準用する場合を含む）、弁済士法、昭和二十四年法律第二百五十五号、第三十條の二、第八六項、同法第四十三條第三項において準用する場合を含む）、船主相互保険組合法（昭和十五年法律第七十七号）、第五十五條第三項、司法書士法、昭和十五年法律第九十七号、第四十五條の二、第二項、土地家屋調査士法、昭和十五年法律第二百零二條、第六十條の二、第六項、商品先物取引法、昭和十五年法律第二百二十九号、第十一條第九項、行政書士法、昭和十六年法律第四十号、第三十條の二、第六項、投資信託及び投資法人に関する法律、第二十六條法律第九十八号、第二十五條第一項（同法第五十九條において準用する場合を含む）、及び第八十六條の二、第二項、税理士法、第四十八條の十九の二、第六項（同法第四十九條の十、第三項において準用する場合を含む）、信用金庫法、昭和二十六年法律、三百二十八号、第八十七條の四、第四項、輸出入取引法、昭和十七年法律第二百九十九号、第十五條第六項、同法第九十九條の六において準用する場合を含む）、中小漁業融資法、昭和十七年法律第三百四十六号、第五十五條第五項、労働組合法、昭和二十八年法律、第二百一十号、第十五條の四、第四項、技術研究組合法、昭和三十六年法律第八十号、第十五條第八項、農業信用保証保険法、昭和三十八年法律、第二百一十号、第四十八條の三、第五項、同法第四十八條の四、第七項において準用する場合を含む）、社会保険労務士法、昭和三十三年法律第八十五号、第二十五條の二、第三條、第二項、森林組合法、昭和五十三年法律、第三十六号、第二十八條、第二項、銀行法、第四十九條の二、及び第二百七十三條第三項、資産の流動化に関する法律、平成十年法律、第九十五号、第九十九條、第四項、農林中央金庫法、平成十三年法律、第九十三号、第九十六條、第二十四項、信託業法、第五十七條第六項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、第三十三号、並びに資金決済に関する法律、平成二十一年法律、第三十九号、第二十條第四項、第六十一條第七項及び第六十二條第三項（以下この節において「電子公告関係規定」と総稱する）において準用する第九百五十五條第一項の規定又はこの節の規定に基づく命令に違反し、罰金以上刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から二年を經過しない者、

二、三（略）

する有価証券、店頭売買有価証券又は取扱有価証券の売買に限る。以下この条において同じ。市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引（金融商品取引所が主催する金融商品店頭売買有価証券、取扱有価証券これらの価格又は利率等に基づき算出される金融指標を含む）又は金融商品取引所が主催する金融指標に係るものに限る。以下この条において同じ。のうちいずれかの取引が繁盛に行われていると他人に誤解させる等これらの取引の状況に関し他に誤解を生じさせる目的をもつて、次に掲げる行為をしてはならない。

一九（略）

第六章三（第八五条の三）第一八五条の二四（改正により追加）

第九七条①（往書略）

一五（略）

六（改正により追加）
 財産上の利益を得る目的で、前項第五号の罪を犯して有価証券等の相場を変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させ、当該変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させた相場により当該有価証券に係る有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等を行った者（当該罪が商品関連市場デリバティブ取引のみに係るものである場合を除く）は、十年以下の懲役及び三千万円以下の罰金に処する。

第九八条の二①（往書略）

一 第九十七条第一項第五号若しくは第二項又は第九十七条の二第三号の罪の犯罪行為により得た財産

二（略）

三（略）

第九八条の六（往書略）

一・二（略）

二（改正により追加）

三十八（略）

○商業登記法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和・一五・三三法一六 附則四二条（令和・二・一九までに施行））

（電機的記録の作成者を示す措置の確保に必要な事項等の証明）

第二条の二①（略）

① 前項に規定する証明及び証明の請求については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号、以下「情報通信技術利用法」という）第三条及び第四条の規定は、適用しない。（改正により削られる）

手数料

第三条①（略）

② 第十条から前条までの手数料の納付は、収入印紙をもつしななければならない。ただし、法務省令で定める方法で登記事項証明書又は印鑑の証明書の交付を請求するときは、法務省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

（受付）

第二条①（略）

② 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする登記の申請については、前項の規定中申請書への記載に関する部分は、適用しない。

③（略）

○保険法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二四四五 木則五九条（令和・一四・一施行））

（消滅時効）

第九五条① 保険給付を請求する権利、保険料の返還を請求する権利及び第六三条又は第九二条に規定する保険料積立金の払戻しを請求する権利は、三年間行わないときは、時効によって消滅する。

② 保険料を請求する権利は、一年間行わないときは、時効によって消滅する。

○手形法

令和二年一月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二法四五）本則九条（令和二・四・一施行）

第一条【法律上当然の指図証券性】①（略）

②振出人が為替手形に「指図禁止」の文字又は同一の意義を有する文言を記載したるときは其の証券は指名債権の譲渡に關する方式に従ひ且其の効力を以てのみを譲渡すことを得

③（略）

第二〇条【期限後裏書】①満期後の裏書は満期前の裏書と同一の効力を有す。但し支払拒絶証書作成後の裏書又は支払拒絶証書作成期間経過後の裏書は指名債権の譲渡の効力を有す。

②（略）

第四八条【溯求金額】①（柱書略）

一（略）
二 年六分の率に依る満期以後の利息

三（略）

第四九条【再溯求金額】（柱書略）

一（略）
二 前号の金額に対し年六分の率に依り計算したる支払の日以後の利息
三（略）

第七一条【時効の中断】時効の中断は其の中断の事由が生じたる者に対してのみ其の効力を生ず

附則

第八六条【消滅時効の中断】①裏書人の他の裏書人及振出人に対する為替手形上及約束手形上の請求権の消滅時効は其の者が訴を受けたる場合に在りては前者に対し訴訟告知を為すに因りて中断す。
②前項の規定に因りて中断したる時効は裁判の確定したる時より更に其の進行を始む。

○小切手法

令和二年一月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二法四五）本則二条（令和二・四・一施行）

第四条【法律上当然の指図証券性】①（略）

②記名式小切手にして「指図禁止」の文字又は同一の意義を有する文言を記載したるものは指名債権の譲渡に關する方式に従ひ且其の効力を以てのみを譲渡すことを得

③（略）

第二四条【期限後裏書】①拒絶証書は之と同一の効力を有する宣言の作成後の裏書又は呈示期間経過後の裏書は指名債権の譲渡の効力を有す。

②（略）

第三三条【振出人の死亡又は無能力】振出の後振出人が死亡し又は行為能力を失ふも小切手の効力に影響を及ぼすことなし。

第四四条【溯求金額】（柱書略）

一（略）
二 年六分の率に依る呈示の日以後の利息
三（略）

第四五条【再溯求金額】（柱書略）

一（略）
二 前号の金額に対し年六分の率に依り計算したる支払の日以後の利息
三（略）

第五二条【時効の中断】時効の中断は其の中断の事由が生じたる者に対してのみ其の効力を生ず

附則

第七二条【消滅時効の中断】①裏書人の他の裏書人及振出人に対する小切手上的請求権の消滅時効は其の者が訴を受けた場合に在りては前者に対し訴訟告知を為すに因りて中断す。
②前項の規定に因りて中断したる時効は裁判の確定したる時より更に其の進行を始む。

○民事訴訟法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令 一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九年六・二法四五）本則二七条（令和二・四・施行）

権利承継人の訴訟参加の場合における時効の中断等

第九九条 訴訟の係属中その訴訟の目的である権利の全部又は一部を譲り受けたときは、主として、第四十七条第一項の規定により訴訟参加したときは、その参加は、訴訟の係属の初めから、改正後の①）
②）改正により追加

時効中断等の効力発生の際

第四七条 時効の中断又は法律上の期間の遵守のために必要な裁判上の請求は、訴を提起した時又は第四百十二条第一項（第四百十四條第二項及び第四百十五條第四項において準用する場合を含む）の書面を裁判所に提出した時に、その効力を生ずる。

○非訟事件手続法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令 一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九年六・二法四五）本則五九条（令和二・四・一施行）

第三編

第一章 裁判上の代位に関する事件

第九二条 裁判上の代位の許可の申立て
（裁上の代位の許可の申立て）
第八五条 債権者は、目の債権の期限前に債務者の権利を行使しなければ、その債権を保全することができないとき、又はその債権を保全するに困難を生ずるおそれがあるときは、民法（明治二九年法律第八十九号）第四百十三條第二項の規定による裁判上の代位の許可を申し立てることができる。

第八六条

（管轄裁判所）
第八六条 前条の規定による申立てに係る事件は、債務者の普通裁判籍（民事訴訟法第四條第二項から第六項までに規定する普通裁判籍をいう。以下同じ。）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

第八七条

（申立書の記載事項）
第八七条 ① 第八五条の許可の申立書には、第四十三條第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 債務者及び裁判上の代位により行使しようとする権利の義務者
二 申立人が保全しようとする債権及び裁判上の代位により行使しようとする権利の表示
② 第四十三條第四項前段、第五項及び第六項の規定は、前項の申立書に同項各号に掲げる事項が記載されていない場合について準用する。

第八八条

（代位の許可等）
第八八条 ① 裁判所は、第八五条の規定による申立てを理由があるとき認めるときは、担保を立てさせて、又は立てさせないで、裁判上の代位を許可することができる。
② 前項の規定による許可の裁判は、債務者に告知しなければならない。
③ 前項の規定による告知を受けた債務者は、その代位に係る権利の処分をすることができない。

④ 第七十二條第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により担保を立てる場合における供託及び担保について準用する。

（即時抗告）

第八九条 前条第一項の規定による許可の裁判に対しては、債務者に限り、即時抗告をすることができない。

（手続費用の負担の特則）

第九〇条 第八十六條の事件の手続費用については、申立人及び債務者を当事者とみなして、民事訴訟法第六十一条の規定を準用する。

（手続の公開等）

第九一条 第三十條及び第四十條の規定は、第八十六條の事件の手続には、適用しない。

（共有物分割の証書の保存者の指定）

第九二条 ① 民法第百六十二條第一項の規定による証書の保存者の指定事件は、共有物の分割がされた地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
②③ 略

○家事事件手続法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令 一覽

・民法等の一部を改正する法律（令和一・六・二四法三四）本則二条（令和二・六・一三までに施行）

別表第一（第一條の二第三條の十一、第三十九條、第百十六條、第百十八條、第百二十八條、第百二十九條、第百三十六條、第百三十七條、第百四十八條、第百五十條、第百六十八條、第百七十六條、第百七十七條、第百八十二條、第百八十八條、第百九十九條、第百九十六條、第百九十七條、第百九十八條、第百九十九條、第二百一十七條、第二百一十五條、第二百一十七條、第二百一十七條、第二百一十四條、第二百一十四條、第二百一十四條関係）

（改正により百十八の三の項追加）

○民事保全法

② 第七〇条(略) 第四百四十五条、第四百四十七条、第四百四十八条、第四百五十五条第一項及び第五項並びに第四百五十八条の規定は、前項の強制執行について準用する。

代替執行

第七一条(一) 民法第四百四十二条本文又は第三項に規定する請求に係る強制執行は、執行裁判所の民法の規定に従って決定する方法により行い、

- ① 執行裁判所は、第一項の決定をする場合には、債務者を審尋しなければならぬ。
② 執行裁判所は、第一項の決定をする場合には、申立てにより、債務者に対し、その決定に掲げる行為をするために必要な費用をあらかじめ債権者に支払うべき旨を命ずることができる。
③ 第六条第一項の規定は、第一項の決定を執行する場合について準用する。

新第一七四条 第一七六条(改正により追加)

第七四条(略) 改正後の第七七条

第七五条から第一七九条まで 削除(改正により削られた)

第七八条及び第一七九条 削除(改正により追加)

第四章 財産開示手続

第一節(改正により追加)

(管轄)

第九六条 この章の規定による債務者の財産の開示に関する手続(以下「財産開示手続」という)については、債務者の普通裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

(実施決定)

第九七条(一) 執行裁判所は、次のいずれかに該当するときは、執行力のある債務名義の正本(債務名義が第二十二条第一号、第三号の二から第四号まで若しくは第五号に掲げるもの又は確定判決と同一の効力を有する私督促であるものを除く)を有する金銭債権の債権者の申立てにより、債務者について、財産開示手続を実施する旨の決定をしなければならない。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでない。

(一・二(略))

② 執行裁判所は、次のいずれかに該当するときは、債務者の財産について一般の先取権を有することを証する文書を提出した債権者の申立てにより、当該債権者について、財産開示手続を実施する旨の決定をしなければならない。

③ 前二項の規定にかかわらず、債務者(債務者が法定代理人がある場合にあつては当該法定代理人、債務者が法人である場合にあつてはその代表者、第一号において同)が前項の申立ての前三年内に財産開示期日(財産名義開示すべき期日)をいう以下同じにおいてその財産について陳述をしたものがないときは、財産開示手続を実施する旨の決定をすることができない。ただし、次に掲げる事由のいずれかがある場合は、この限りでない。

- ④ 第一項又は第二項の決定がされたときは、当該決定(第二項の決定にあつては、当該決定及び同項の文書の写し)を債務者に送達しなければならない。
⑤ (略)
⑥ (略)

財産開示事件の記録の閲覧等の制限

第一〇一条(往書略)

二 債務者に対する金銭債権について執行力のある債務名義の正本(債務名義が第二十二条第一号、第三号の二から第四号まで若しくは第五号に掲げるもの又は確定判決と同一の効力を有する私督促であるものを除く)を有する債権者

第二節(新第一〇四条 第二二条(改正により追加))

第一〇四条(略) 改正後の第二二条

(陳述等拒絶の罪)

第一〇五条(一)(往書略)

第一〇五条(一) 改正により追加

五・六(略) 改正後の追加

②(略)

過料に処すべき場合

第一〇六条(一) 次の各号に掲げる場合には、三十万円以下の過料に処する。
一 開示義務者が、正当な理由なく、執行裁判所の呼出しを受けた財産開示期日に出席せず、又は当該財産開示期日において宣誓を拒んだとき。

○民事保全法

二 財産開示期日において宣誓した開示義務者が、正当な理由なく第九十九条第一項から第四項までの規定により陳述すべき事項について陳述せず、又は虚偽の陳述をしたとき。
(改正により削られた)
②(略) 改正後の①
③(略) 改正後の②
新②(略) 改正後の第二四条

(管轄等)

第七〇七条 前条に規定する過料の事件は、執行裁判所の管轄とする。(改正後の第二二五条)

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律(令和・一・一七法二(附則)四条(令和・一・一六までに施行))

債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行(第五〇条(一)(四)(略))

民事執行法第四十五条第二項から第五項まで、第四百四十六条から第四百五十三条まで、第四百五十六条、第四百六十四条第五項及び第六項並びに第四百七十七条の規定は、第一項の債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行について準用する。

○破産法

令和一年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- 破産法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九年六・二法四五） 本則四一条（令相一・四一）施行
- 民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に附する法律の一部を改正する法律（令相一・五・一七法二）附則八一条（令相一・五・一六まで）施行
- 国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律（令相一・六・二法三二）附則八一条（令相一・四一）施行

（他の手続の失効等）

- ④ 破産手続開始の決定があったときは、破産債権又は財団債権に基づく財団開示手続（民事執行法第九十六条に規定する財団開示手続をいう。以下この項並びに第二百四十九条第一項及び第二項において同じ。）の申立てはすることができず、破産債権又は財団債権に基づく財団開示手続はその効力を失う。

（債権者代位訴訟及び詐害行為取消訴訟の取扱い）

- ⑤ 民法（明治四十九年法律第十九号）第四百二十三條又は第四百二十四條の規定により破産債権又は財団債権の提起した訴訟が破産手続開始のときは、その訴訟手続は、中断する。

（破産管財人の権限）

- ⑥ 第八一条（一）略
- ⑦ 第八一条（二）略
- ⑧ 第八一条（三）略
- ⑨ 第八一条（四）略
- ⑩ 第八一条（五）略
- ⑪ 第八一条（六）略
- ⑫ 第八一条（七）略
- ⑬ 第八一条（八）略
- ⑭ 第八一条（九）略
- ⑮ 第八一条（十）略
- ⑯ 第八一条（十一）略
- ⑰ 第八一条（十二）略
- ⑱ 第八一条（十三）略
- ⑲ 第八一条（十四）略
- ⑳ 第八一条（十五）略
- ㉑ 第八一条（十六）略
- ㉒ 第八一条（十七）略
- ㉓ 第八一条（十八）略
- ㉔ 第八一条（十九）略
- ㉕ 第八一条（二十）略
- ㉖ 第八一条（二十一）略
- ㉗ 第八一条（二十二）略
- ㉘ 第八一条（二十三）略
- ㉙ 第八一条（二十四）略
- ㉚ 第八一条（二十五）略
- ㉛ 第八一条（二十六）略
- ㉜ 第八一条（二十七）略
- ㉝ 第八一条（二十八）略
- ㉞ 第八一条（二十九）略
- ㉟ 第八一条（三十）略
- ㊱ 第八一条（三十一）略
- ㊲ 第八一条（三十二）略
- ㊳ 第八一条（三十三）略
- ㊴ 第八一条（三十四）略
- ㊵ 第八一条（三十五）略
- ㊶ 第八一条（三十六）略
- ㊷ 第八一条（三十七）略
- ㊸ 第八一条（三十八）略
- ㊹ 第八一条（三十九）略
- ㊺ 第八一条（四十）略
- ㊻ 第八一条（四十一）略
- ㊼ 第八一条（四十二）略
- ㊽ 第八一条（四十三）略
- ㊾ 第八一条（四十四）略
- ㊿ 第八一条（四十五）略

（実後的破産債権等）

- 第九九条（一）（枉害略）
- 一 破産手続開始後、期限が到来すべき確定期限付債権で無利息のものうち、破産手続開始の時に至るまでの期間の年数、その期間に一年に満たない回数があるときは、この

れを切り捨てたものとする。）に応じた債権に対する法定利息の額に相当する部分

（三）略

② 金銭及び存続期間が確定している定期金債権のうち、各定期金につき第二号の規定に準じて算定される額の計額（その額を各定期金の合計額から控除した額が法定利率よりその定期金に相当する利息を生ずべき元本額を超えるときは、その超過額を加算した額）に相当する部分

（四）略

③ 破産債権者に対する行為の否認
第六〇条（一）（稱略）
一 破産者が破産債権者に対することを知っていた行為、ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、破産債権者に対する事実を知らなかったときは、この限りでない。

（五）略

④ 破産者が支払の停止又は破産手続開始の申立て、以下この節において、支払の停止等、という。があった後にした破産債権者に対する行為、ただし、これによって利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があったこと及び破産債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

（六）略

⑤ 相当の対価を得てした財産の処分行為の否認
第六一条（一）（枉害略）
一 当該行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、破産者において無償、無償の供与その他の破産債権者に対する処分（以下この条並びに第六十八條第一項及び第二項において、隠匿等の処分）といふことをするおそれを生じさせるものであること。

（七）略

⑥ 特定の債権者に対する担保の供与等の否認
第六六条（一）（枉害略）
一 破産者の義務に属せず、又はその時期が破産者の義務に属しない行為で、支払不能なる前三十日以内にされたもの。ただし、債権者がその行為の当時他の破産債権者を害する事実を知らなかったときは、この限りでない。

（八）略

⑦ 否認権行使の効果
第六七条（一）（略）
第六七条（二） 第三項に規定する行為が否認された場合において、相手方は、当該行為の当時、支払の停止等があったこと及び破産債権者を害する事実を知らなかったときは、その現に受けている利益を償還すれば足りる。

⑧ 転得者に対する否認権
第七〇条（一） 次に掲げる場合には、否認権は、転得者に対して行使することができず、

一 転得者が転得の当時、それぞれその前者に対する否認の原

因のあったとき、

二 転得者が第六十一条第一項各に掲げる者のいずれかであ

るとき、ただし、転得の当時、それぞれその前者に対する否認の原因のあったことを知らなかったときは、この限りでない。

三 転得者が無償行為又はこれと同視すべき有償行為により

転得した場合において、それぞれその前者に対して否認の原

因があるとき、

第七〇条の二、第七〇条の三（改正により追記）

（否認権行使の期間）

第七七条（一） 否認権は、破産手続開始の日から二年を経過したとき、行使することができない。否認しようとする行為の日から二十年を経過したときも、同様とする。

（役員等の責任の査定の上申立て等）

第七八条（一）③（略）
④ 第一項の申立て又は前項の決定があつたときは、時効の中断に關しては、裁判上の請求があつたものとみなす。

（受託者に対する担保の供与等の否認）

第七九条（一）（略）
② 第六十七條第二項の規定は、前項の行為が同項の規定により否認された場合について準用する。この場合において、同条第二項中「破産債権者を害する事実」とあるのは、「第六十五條第一項の破産債権者を害する事実」と読み替へるものとする。

（否認権に関する規定の適用関係等）

第七四條の二（一）③（略）
④ 第二項に規定する場合における第六十八條第二項の規定の適用については、当該行為の相手方が受託者等又は会計監査人であるときは、その相手方は、当該行為の当時、受託者等と同項の隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたものと推定する。

（強制執行の禁止等）

第七九條（一） 免責許可の申立てがあり、かつ、第二百二十六條第一項の規定による破産手続廃止の決定、第二百七條第一項の規定による破産手続廃止の決定又は第二百二十條第一項

の規定による破産手続終結の決定があつたときは、当該申立てについての裁判が確定するまでの間は、破産者の財産に対する破産債権に基づく強制執行、仮差押え、仮処分若しくは外国租税留納処分若しくは破産債権を被担保債権とする一般の先取特権の実行若しくは留置権（商法は会社法の規定によるものを除く。）による競売（以下この条において、破産債権に基づく強制執行等）という。破産債権に基づく財産開示手続の申立て又は破産者の財産に対する破産債権に基づく国税留納処分、外国租税留納処分を除く。）はすることができず、破産債権に基づく強制執行等の手続又は処分及び破産債権に

對する破産債権は中止する。

② 免責許可の決定が確定したときは、前項の規定により中止した破産債権に基づく強制執行等の手続又は処分及び破産債権に

對する破産債権は、その効力を失う。

③（略）

○民事再生法

令和二年一月一日以降効な旧規定

改正法令

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二九年法律第五五号) 本則三条(令相一、四)一施行
・民事執行法及び国際的な奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律(令相一、五・一七) 附則二六条(令相一、四一・五一・五二・五三)
・民法(令相一、四一・五一・五二・五三)
まで(施行)

(再生手続開始の申立ての取捨の制限)

第三二条(再生手続開始の申立ての取捨の制限)
再生手続開始の申立てをした者は、再生手続開始の決定前に限り、当該申立てを取り下げることができる。この場合において、第二十六条第一項の規定による中止の命令、包括的禁止命令、第二十六条第一項の規定による保全処分、前条第一項の規定による中止の命令、第五十四条第一項若しくは第七十二条第一項の規定による処分、第五十七条第一項の規定による保全処分又は第九十七条第一項の規定による中止の命令がされた後は、裁判所の許可を得なければならない。

第二(他の手続の中止等)

第二二条(他の手続の中止等)
再生手続開始の決定があったときは、破産手続開始の再生手続開始若しくは特別清算開始の申立て、再生債務者の財産に対する再生債権に基づく強制執行若しくは財産開示手続に基づく外国租税滞納処分又は再生債権に基づく再生債務者の財産に対する申立ては、中止することができる。破産手続開始の再生債務者の財産に対して既に申立てられている再生債権に基づく強制執行の手続は、再生債権に基づく外国租税滞納処分並びに再生債権に基づく財産開示手続を中止し、特別清算手続はその効力を失う。

(債権者代表訴訟等の取扱い)

第二三条(債権者代表訴訟等の取扱い)
民法(明治二九年法律第八十九号)第四百二十三条若しくは第四百二十四条の規定により再生債権者の提起した訴訟又は破産法の規定による否認の訴訟若しくは否認の請求を認容する決定に対する異議の訴訟(再生手続開始当分の間係属するときは、その訴訟手続は、中断する。
② 再生債権者等は、前項の規定により中断した訴訟の訴訟手続中、民法第四百二十三条の規定により再生債権者の提起した訴訟に係るものを受け継ぐことができる。この場合において、受継の申立ては、相手方もすることができる。

再生債権者の譲渡権

第八十七条(再生手続開始後)
再生手続開始後に期限が到来すべき期限付債権で無利息のもの、再生手続開始の時から期限に至るまでの期間の切り替えるものとする。これに代り、譲渡権に対する法定利息を債権額から控除した額
② 金額及び存続期間が確定している定期金債権、各定期金につき前号の規定に準じて算定される額の合計額、その額が法定利率によりその定期金に相当する利息を生ずべき元本額を超過するときは、その本額
③、④(略)

開始後債権

第三十一条(開始後債権)
再生債務者の財産に対する強制執行(仮差押え及び仮差押え並びに財産開示手続の申立て)は、前項に規定する期間は、することができない。開始後債権である互助貯蓄外国租税の請求権に基づく再生債権者の財産に対する互助貯蓄処分等の例によつてする処分についても、同様とする。

再生債権者に対する行為の否認

第二七条(再生債権者に対する行為の否認)
再生債権者が再生債権者に対することを知つてした行為(ただし、これによつて利益を受けた者が、その行為の当時で再生債権者に対する事実を知らなかったときは、この限りで)
② 再生債権者が支払の停止又は再生手続開始(破産手続開始若しくは特別清算開始)の申立て(以下、この節において、支払の停止と称する)があつた後に行つた再生債務者の行為のうち、ただし、これによつて利益を受けた者が、その行為の当時、支払の停止等があつたこと及び再生債権者に対する事実を知らなかったときは、この限りでない。

相対の対価を得てした財産の処分行為の否認

第二七条之二(相対の対価を得てした財産の処分行為の否認)
① 当該行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、再生債権者において賤償、無償の供与その他の再生債権者に対する処分(以下、この節において、第百十条の二第二項及び第三項において、賤償等の処分と称する)をするおそれを生じさせるものであること
②、③(略)

(特定の債権者に対する担保の供与の否認)

第二七条之三(特定の債権者に対する担保の供与の否認)

一 再生債務者の義務に再せず、又はその時期が再生債務者の義務に属しない行為であつて、支払不能になる前二十日以内にされたもの
二 債権者の行為の当時他の再生債権者に対する事実を知らなかったときは、この限りでない。
②、③(略)

(否認権行使の効果)

第三二条(否認権行使の効果)
① 第三十一条第一項に規定する行為が否認された場合において相手方は、当該行為の当時、支払の停止等があつたこと及び再生債権者に対する事実を知らなかったときは、その現に受けている利益を償還すれば足りる。
② 第三十二条第一項に規定する行為が否認された場合において相手方は、当該行為の当時、支払の停止等があつたこと及び再生債権者に対する事実を知らなかったときは、その現に受けている利益を償還すれば足りる。

(転得権に對する否認)

第三三条(転得権に對する否認)
① 第三十二条次に掲げる場合には、否認権は、転得者に対して行使する。
一 転得者が転得の当時、それぞれその前者に対する否認の原因があることを知つて、
二 転得者が百十七条第二項各号に掲げる者のいずれかであるとき、ただし、転得の当時、それぞれその前者に対する否認の原因があることを知らなかったときは、この限りでない。
三 転得者が無償行為又はこれと同視すべき行為によつて転得した場合において、それぞれその前者に対する否認の原因があるとき。

(否認権行使の期間)

第三四条(否認権行使の期間)
再生手続開始の日(再生手続開始の日)より前に破産手続開始されている場においては、破産手続開始の日から一年を経過したときは、行使することができ、同様に、再生手続開始の日から二年を経過したときも、同様とする。

(詐害行為取消訴訟等の取扱い)

第四〇条(詐害行為取消訴訟等の取扱い)
否認権限を有する監督委員又は管財人は、第四十二条第一項の規定により再生債権者の提起した訴訟又は破産法の規定による否認の訴訟に係るものを受け継ぐことができる。この場合において、受継の申立ては、相手方もすることができる。

(損害賠償請求権の差引の申立て等)

第五十一条(損害賠償請求権の差引の申立て等)
① 第一項の申立てがあつたとき、又は職権による特定の手続の開始決定があつたときは、時効の中断に関しては、裁判上の請求があつたものとみなす。

(住宅資金特別条項を定めることができる場合等)

第九八条(住宅資金貸付債権)
民法第九百条の規定により住宅資金貸付債権を有する者に代位した再生債権者(当該代位に資するものも除く)については、再生債権者に係る住宅資金特別条項を定めることができる。ただし、住宅の上記に第五十二条第一項に規定する担保権(百九十六条第三号に規定する抵当権を除く)が存するときは、この限りでない。

(通常の再生手続に関する規程の適用除外)

第三八条(小規模個人再生)
小規模個人再生においては、第三十四条第二項、第三十五条、第三十七条本文、(約劣劣後再生債権に係る部分に限る)及びただし書、第四十条、第四十二条(一)(民事再生法)第三十二条の規定により再生債権者の提起した訴訟に係る部分を除く。
②、③(略)

○会社更生法

有効な改正前規定（会社更生法）

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- ・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に
関する法律（平成二九・六・二法四五）本則三七条（令和二・
四・一施行）
- ・民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条
約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和一・五・
一七法二）附則一七条（令和一・五・一六までに施行）

（他の手続の中止等）

第五〇条① 更生手続開始の決定があつたときは、破産手続開
始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立
て、更生会社の財産に対する第十四条第一項第一号に規定す
る強制執行等、企業担保権の実行若しくは同項第一号に規定す
る外国租税滞納処分又は更生債権等に基づく財産開示手続の申
立てはすることができず、破産手続、再生手続、更生会社の財
産に対して既にされている同項第二号に規定する強制執行等の
手続、企業担保権の実行手続及び同項第八号に規定する外国租
税滞納処分並びに更生債権等に基づく財産開示手続は中止し、
特別清算手続はその効力を失う。

② ①①（略）

（債権者代位訴訟、詐害行為取消訴訟等の取扱い）

第五一条の二① 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二
十三条若しくは第四百二十四条の規定により更生債権者の提起
した訴訟又は破産法若しくは民事再生法の規定による否認の訴
訟若しくは否認の請求を認容する決定に対する異議の訴訟が更
生手続開始当時係属するときは、その訴訟手続は、中断する。

② ①⑥（略）

（否認権行使の期間）

第九八条 否認権は、更生手続開始の日（更生手続開始の日より
前に破産手続又は再生手続が開始された場合にあつては、
破産手続開始又は再生手続開始の日）から二年を経過したとき
は行使することができない。否認しよとする行為の日から
二十年を経過したときも、同様とする。

（中止した手続等の失効）

第一〇八条 更生計画認可の決定があつたときは、第五十条第一
項の規定により中止した破産手続、再生手続、当該再生手続に
おいて、民事再生法第三十九条第一項の規定により中止した破
産手続並びに同法第二十六条第一項第二号に規定する再生債権

に基づく強制執行等の手続及び同項第五号に規定する再生債権
に基づく外国租税滞納処分を含む）、第二十四条第一項第二号
に規定する強制執行等の手続、企業担保権の実行手続、同項第
六号に規定する外国租税滞納処分及び財産開示手続は、その効
力を失う。ただし、第五十条第五項の規定により続行された手
続又は処分については、この限りでない。

○刑法

令和二年一月二日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- ・民法及び家事事件統法の一部を改正する法律（平成三〇・七・二三法七二）附則二三条（令和二・四・一施行）

（差押え等に係る自己の物に関する特例）

第二百五条 第九十九条第一項及び第一百十條第一項に規定する物が自己の所有に係るものであつても、差押えを受け、物権を負擔し、賃貸し、又は保険に付したものである場合において、これを燒損したときは、他人の物を燒損した者の例による。

（非現住建造物等邊種）

第二〇条 ①（略）
② 浸害した物が自己の所有に係るときは、その物が差押えを受け、物権を負擔し、賃貸し、又は保険に付したものである場合限り、前項の例による。

（自己の物の損壊等）

第六二条 自己の物であつても、差押えを受け、物権を負擔し、又は賃貸したものを損壊し、又は傷害したときは、前三条の例による。

○少年法

令和二年一月二日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- ・児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和一・六・二六法四六）附則九条（令和二・四・一施行）

援助、協力

第一六条 ① 家庭裁判所は、調査及び観察のため、警察官、保護観察官、保護司、児童福祉司、児童福祉法第十二條の三第二項第四号に規定する児童福祉司をいう。第十六條第一項において同じ。又は児童委員に対して、必要な援助をさせることができる。（略）

有効な改正前規定（労働契約法）

○労働契約法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成〇〇・七・六法七）本則八条（令和二・四・一施行）

（期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止）

第〇条 有期労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件が、期間の定めがあることにより同一の使用者と期間の定めのない労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件と相違する場合においては、当該労働条件の内容と相違は、労働者の業務内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下この条において「職務の内容」という。）当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。（改正により削られた）

第二章 第二節 第三條（略）改正後の第二〇条 第二條

労働基準法 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

○労働基準法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一九・六・二法四五）本則一六四条（令和二・四・一施行）

（審査及び仲裁）

第八五條(一)④(略) ⑤ 第一項の規定による審査又は仲裁の申立て及び第二項の規定による審査又は仲裁の開始は、時効の中断に關しては、これを裁判上の請求とみなす。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 第一章 第二節 事業主の講ずべき措置 第一條(一) (略) ② 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に關して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。（改正後の④） ③ (略) 改正後の⑤ 新第二一條の二（改正により追加）

（職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する雇用上の措置） 第一條(一) (略) ② 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に關して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。（改正後の③） (略) 改正後の④ 第一條の四（改正により追加）

第三條の二（改正により追加） 第二章 第一節 紛争の解決の援助 第一節 紛争の解決の援助 第六條 第五條から第七條まで、第九條、第十條第一項、第十一條第二項、第十二條及び第十三條第一項に定める事項に關しては、労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第四條、第五條及び第十二條から第九條までの規定は適用せず。次条から第十七條までに定めるところによる。 第七條(略) 第七條の援助 ① 紛争の解決の援助 ② 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他の利益を損及しをしてはならない。 第八條(一) (略) 第八條(二) 前條第一項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について適用する。

第二〇条① 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。改正後の本条 ② 委員会は、第十一條第一項及び第十一條第二項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争に係る調停のために必要があると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事者のほか、当該事件に係る職場において性的な言動又は同項に規定する言動を行ったとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。（改正により削られた）

（職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する雇用上の措置） 第一條(一) (略) ② 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に關して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。（改正後の③） (略) 改正後の④ 第一條の四（改正により追加）

（時効の中断） 第二四條 前條第一項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第二項の通知を受けた日から三十日以内に調停の目的を達したと認めて訴えを提起したときは、時効の中断に關しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。 第二五條 厚生労働大臣は、第五條から第七條まで、第九條第一項から第三項まで、第十一條第一項、第十二條の第二項、第十三條及び第十三條第一項の規定に違反している事業主に對し、前條第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表する（公表）

（時効の中断） 第二四條 前條第一項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第二項の通知を受けた日から三十日以内に調停の目的を達したと認めて訴えを提起したときは、時効の中断に關しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。 第二五條 厚生労働大臣は、第五條から第七條まで、第九條第一項から第三項まで、第十一條第一項、第十二條の第二項、第十三條及び第十三條第一項の規定に違反している事業主に對し、前條第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表する（公表）

ことについては、

第三節

第三十条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第二章第一節の規定は、一般職の国家公務員、行政執行法人の労働関係に関する法律、昭和二十三年法律第百五十七号、第二条第一号の職員を除く、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員及び自衛隊法（昭和十九年法律第百六十五号）第一条第五号に規定する隊員に關しては適用しない。

附則

改正により追加

○短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用の管理の改善等に関する法律

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法第一覽

労働法（昭和二十七年法律第七十七号）を改正する法律（平成三〇・七・一七）（本則七条令第一四・施行）

短時間労働者の雇用の管理の改善等に関する法律

目 的

第一条 この法律は、我が国における少子高齢化の進展、就業構造の変化等の社会経済情勢の変化に伴い、短時間労働者の果たす役割の重要性が増大していることにかんがみ、短時間労働者について、その適正な労働条件の確保、雇用の管理の改善、通常の労働者への転換の推進、職業能力の開発及び向上に関する措置を講ずることにより、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保を図ることを通じて、短時間労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、もつてその福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

定義

第二条 この法律において「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者（当該事業所に雇用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に雇用される労働者）にあつては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該労働者と同種の業務に従事する当該通常の労働者の一週間の所定労働時間（比し短い労働者をいふ。改正後）の①

改正により追加

労働条件に関する文書の交付等

第六条 ① 事業主は、短時間労働者を雇入れたときは、速やかに、当該短時間労働者に対して、労働条件に関する事項のうち、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十五条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項以外のものであつて、厚生労働省令で定めるもの、次項及び第十四条第一項において「特定事項」といふを文書の交付その他厚生労働省令で定める方法（次項において「文書の交付等」といふ。）により明示しななければならない。

略

就業規則の作成の手續

第七條（略、改正後）

改正により追加

短時間労働者の待遇の原則

第八条 事業主が、その雇用する短時間労働者の待遇を、当該事業所に雇用される通常の労働者の待遇と相違するものとする場合においては、当該待遇の相違は、当該短時間労働者及び通常の労働者の業務の内容及び当該職務に伴う責任の程度、範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。

通常の労働者と同視すべき短時間労働者に対する差別取扱いの禁止

第九条 事業主は、職務の内容が当該事業所に雇用される通常の労働者（同一の短時間労働者）（第十一条第一項において「職務内容」といふ。）と同一であること等により、当該事業所における慣行その他の事情からみて、その職務内容及び配置が当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されると見込まれるもの（次条及び同項において「通常の労働者」と同視すべき短時間労働者」といふ。）については、短時間労働者であることを理由として、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的取扱いをしてはならない。

賃金

第十条 事業主は、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その雇用する短時間労働者（通常の労働者と同視すべき短時間労働者）を除く、次条第一項及び第二條において同じ）の職務内容、職務の成果、意欲、能力及び経験等を勘案し、その賃金の決定に当り、退職手当その他の厚生労働省令で定めるものを除く）を決定するよう努めるものとする。

教育訓練

第十一条 ① 事業主は、通常の労働者に対して実施する教育訓練であつて、当該通常の労働者が従事する職務の遂行に必要な能力を付与するためのものについては、職務内容同一短時間労働者（通常の労働者と同視すべき短時間労働者を除く。以下この項において同じ）が既に当該職務に必要な能力を有している場合その他厚生労働省令で定める場合を除き、職務内容同一短時間労働者に対しては、これを実施しななければならない。

事業主は、前項に定めるもののほか、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その雇用する短時間労働者の職務内容、職務の成果、意欲、能力及び経験等に応じ、当該短時間労働者に対して教育訓練を実施するよう努めるものとする。

福利厚生施設

第十二条 事業主は、通常の労働者に対して利用の機会を与える第二條に規定する事項であつて、健康の保持又は業務の円滑な遂行に資するものとして厚生労働省令で定めるものについては、その雇用する短時間労働者に対しても、利用の機会を与えるように配慮しななければならない。

通常の労働者への転換

第十三条 事業主は、通常の労働者への転換を推進するため、その雇用する短時間労働者について、次の番号のいずれかの措置を講じなければならない。

一 通常の労働者の募集を行う場合において、当該募集に係る事業所に掲示すること等により、その者が従事すべき業務の内容、賃金、労働時間その他の当該募集に係る事項を当該事業所において雇用する短時間労働者に告知すること。

二 通常の労働者の位置を新たに行う場合において、当該配置の希望を出し始める労働者に当該配置に係る事業所において雇用する短時間労働者に対して当該配置に係る事項を告知すること。

三 一定の資格を有する短時間労働者を対象とした通常の労働者への転換のための試験制度を設けることその他の通常の労働者への転換を推進するための措置を講ずること。

事業主が講ずる措置の内容の説明

第十四条 ① 事業主は、短時間労働者を雇入れたときは、速やかに、第九号から前条までの規定により措置を講ずべきこととされている事項（労働基準法第十五条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項及び特定事項）に關し講ずることとされている措置の内容について、当該短時間労働者に説明しななければならない。

改正により追加

第十五条 ① 事業主は、短時間労働者を雇入れたときは、速やかに、当該短時間労働者に対して、労働条件に関する事項のうち、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十五条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項以外のものであつて、厚生労働省令で定めるもの、次項及び第十四条第一項において「特定事項」といふを文書の交付その他厚生労働省令で定める方法（次項において「文書の交付等」といふ。）により明示しななければならない。

略

有効な改正前規定（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用の管理の改善等に関する法律）

○労働者災害補償保険法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二法四五）本則一六六条（令和二・四・一施行）

第四条（時効）療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付、療養給付、休業給付、葬祭給付、介護給付及び二次健康診断等給付を受ける権利は、二年を経過したとき、障害補償給付、遺族補償給付、障害給付及び遺族給付を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて消滅する。

第六四条（年金給付と損害賠償との関係）①労働者又はその遺族が障害補償年金若しくは遺族補償年金又は障害年金若しくは遺族年金（以下この条において「年金給付」という。）を受けるべき場合（当該年金給付を受ける権利を有することとなつた時に、当該年金給付に係る障害補償年金前払一時金若しくは遺族補償年金前払一時金又は障害年金前払一時金若しくは遺族年金前払一時金（以下この条において「前払一時金給付」という。）を請求することができる場合に限る。）であつて、同一の事由について、当該労働者を使用している事業主又は使用していた事業主から民法その他の法律による損害賠償（以下単に「損害賠償」といい、当該年金給付によつて入補される損害をてん補する部分に限る。）を受けることができるときは、当該損害賠償については、当分の間次に定めるところによるものとする。

一 事業主は、当該労働者又はその遺族の年金給付を受ける権利が消滅するまでの間、その損害の発生時から当該年金給付に係る前払一時金給付を受けるときまでの法定利率により計算される額を合算した場合における当該合算した額が当該前払一時金給付の最高限度額に相当する額となるべき額（次号の規定により損害賠償の真めを免れたときは、その免れた額を控除した額）の限度で、その損害賠償の履行をしないことができる。

二 前号の規定により損害賠償の履行が猶予されている場合において、年金給付又は前払一時金給付の支給が行われたときは、事業主は、その損害の発生時から当該支給が行われた時までの法定利率により計算される額を合算した場合における当該合算した額が当該年金給付又は前払一時金給付の額となるべき額の限度で、その損害賠償の真めを免れる。

②（略）

しくは第四項又は第二十条の二から第二十条の六までの規定による課徴金の納付を命じた場合において、これらの規定による納付命令に基づき既に納付した金額で、還付すべきものがあるときは、第三十三条の五に規定する場合を除く。は、遅滞なく、金銭を還付しなければならない。

第七〇条の九 電子情報処理組織を使用した処分通知等

① 行政手続等における情報技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十号）第三十七号の規定する処分通知等であつて、この法律及び公正取引委員会規則の規定により送達により行つたこととして行つたものについては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十号）第三十七号の規定する処分通知等にかかわらず、当該処分通知の相手方が送達を受けた旨の旨の公正取引委員会規則で定める方式による表示を受けたときは、電子情報処理組織（同一に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用して行つたことができ、公正により附される。

② 公正取引委員会の職員が前項に規定する処分通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行つたときは、第七十条の七において読み替へて準用する民事訴訟法第六百九条の規定による送達に関する事項に記載と書面の作成及び提出に代つて、当該事項を電子情報処理組織を使用して公正取引委員会の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。（改正後の本文）

第二〇二条 臨検・捜索・差押え

① 公正取引委員会は、犯規事件を調査する必要があるときは、公正取引委員会が、所任事件を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、捜索又は差押えをすることができ、

② 前項の場合において、急速を要するときは、委員は職員は、臨検すべき場所、捜索すべき場所、身替若しくは物件又は差押えさるべき物件の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官あらかじめ発する許可状により、同項の処分を受けることができる。（改正後の本文）

③ 委員は職員は、第一項又は第二項の許可状（以下この章において「許可状」という。）を請求する場合において、この章において存する認められる資料を提供しなければならない。（改正後の本文）

④ 前項の請求があつた場合においては、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所、捜索すべき場所、身替若しくは物件又は差押えさるべき物件を、捜索すべき場所、身替及び氏名、有効期間、その間経過後は執行に着手することができ、これを返還しなければならない旨、交付の年月日並びに裁判所名を記載し、自己の署名押印した許可状を委員に交付しなければならない。この場合において、犯規嫌疑者の氏名又は犯規の事実が明らかであるときは、これらの事項をも記載しな

ければならない。（改正後の本文）

⑤ 委員は職員は、許可状を他の公正取引委員に交付し、臨検、捜索又は差押えをさせるときは、提示しなければならない。

第二〇三条の二 第二〇二条の三

① 公正取引委員会は、

② 公正取引委員会は、

③ 公正取引委員会は、

④ 公正取引委員会は、

⑤ 公正取引委員会は、

⑥ 公正取引委員会は、

⑦ 公正取引委員会は、

定により質問、検査、留置、臨検、捜索又は差押えをしたときは、その処分を行つた年月日及びその結果を記した調査を作成し、質問を受けた者又は立会人に示し、これらの者とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、質問を受けた者又は立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

第二〇二条 留置目録等の作成等

① 公正取引委員会は、留置又は差押えをしたときは、その旨を付記し、留置物件若しくは差押物件の所有者若しくは所持者又はこれらの者に代わるべき者にその謄本を交付しなければならない。

② 公正取引委員会は、留置又は差押物件を不便な留置物件又は差押物件等（以下この章において「留置物件等」という。）を留置又は差押物件等として留置し、その旨を付記し、留置物件等若しくは所持者又はこれらの者に代わるべき者にその謄本を交付しなければならない。

③ 公正取引委員会は、留置物件等若しくは所持者又はこれらの者に代わるべき者にその謄本を交付しなければならない。

④ 公正取引委員会は、留置物件等若しくは所持者又はこれらの者に代わるべき者にその謄本を交付しなければならない。

⑤ 公正取引委員会は、留置物件等若しくは所持者又はこれらの者に代わるべき者にその謄本を交付しなければならない。

⑥ 公正取引委員会は、留置物件等若しくは所持者又はこれらの者に代わるべき者にその謄本を交付しなければならない。

定により質問、検査、留置、臨検、捜索又は差押えをしたときは、その処分を行つた年月日及びその結果を記した調査を作成し、質問を受けた者又は立会人に示し、これらの者とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、質問を受けた者又は立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

第二〇二条 留置目録等の作成等

① 公正取引委員会は、留置又は差押えをしたときは、その旨を付記し、留置物件若しくは差押物件の所有者若しくは所持者又はこれらの者に代わるべき者にその謄本を交付しなければならない。

② 公正取引委員会は、留置又は差押物件を不便な留置物件又は差押物件等（以下この章において「留置物件等」という。）を留置又は差押物件等として留置し、その旨を付記し、留置物件等若しくは所持者又はこれらの者に代わるべき者にその謄本を交付しなければならない。

③ 公正取引委員会は、留置物件等若しくは所持者又はこれらの者に代わるべき者にその謄本を交付しなければならない。

④ 公正取引委員会は、留置物件等若しくは所持者又はこれらの者に代わるべき者にその謄本を交付しなければならない。

⑤ 公正取引委員会は、留置物件等若しくは所持者又はこれらの者に代わるべき者にその謄本を交付しなければならない。

⑥ 公正取引委員会は、留置物件等若しくは所持者又はこれらの者に代わるべき者にその謄本を交付しなければならない。

有効な改正前規定（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）

第二〇二条 犯規調査の調査の作成

第二〇二条 犯規調査の調査の作成

有効な改正前規定（特許法

○特許法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二法四五 本則二八〇条（令和二・四・一施行））
・特許法等の一部を改正する法律（令和・五・一七法三）本則一条（令和二・五・一六までに、令和二・二・一・一六までに施行）

（出願公開の効果等）

第五〇五条①（略）
第六〇二条 第百四十四条から第百四十五条の三まで、第百五十五条、第百五十五条の二、第百五十五条の四から第百五十五条の七まで及び第百六十八條第三項から第六項まで並びに民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百九十条及び第七百二十条（不法行為の規定は、第一項の規定による請求を行使する場合に準用する）の場合において、当該請求権を行使する者が特許権の設定の登録前に当該特許出願に係る発明の実施の事実及びその実施をした者を知つたときは、同条中「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知つた時」とあるのは、「特許権の設定の登録の日」と読み替へるものとする。

（損害の額の推定等）

第二〇二条① 特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合には、その者がその侵害の行為を阻却した物を譲渡したときは、その譲渡した物の数量（以下この項において「譲渡数量」という。）に、特許権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなげば販売することのできた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、特許権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた額を超えない限度において、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額とする。ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を特許権者又は専用実施権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。
一・二（改正により追加）
②③（略）
新④（改正により追加）

④前項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、特許権者又は専用実施権者を侵害した者に故意又は重大な過失があったときは、裁判所は、

不正競争防止法）

不正競争防止法）
損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。（改正後の⑤）
⑤（略）

（書類の提出等）

第二〇五条①（略）
④ 裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類を開示し、て専門的な見地に基づく説明を降くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法第一編第五章第二節第一款に規定する専門員に対し、当該書類を開示することができ。
⑤（略）

新第一〇五条の二第一〇五条の二の二〇（改正により追加）

第一〇五条の二（略、改正後の第一〇五条の二（二））

（秘密保持命令）

第一〇五条の四（一）（往書略）
一 既に提出せられ若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に提出調べられ若しくは取り調べられべき証拠（第五十五条第三項の規定により開示された書類又は第五十五条の七第四項の規定により開示された書面を含む。）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。
二（略）
②⑤（略）
新第二〇〇条の二（改正により追加）

第二〇〇条の二（略、改正後の第二〇〇条の二）

○不正競争防止法

令和二年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二九・六・二法四五 本則二九四条（令和二・四・一施行））

（消滅時効）

第五〇五条① 第二條第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争のうち、営業秘密を使用する行為に対する第三條第一項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利は、その行為を行う者がその行為を継続する場合において、その行為により営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある営業秘密保有者がその事実及びその行為を行う者を知つた時から三年間行わないときは、時効によつて消滅する。その行為の開始の時から二十年を経過したときも、同様とする。
② 前項の規定は、第二條第一項第十一号から第十六号までに掲げる不正競争のうち、限定提供データを使用する行為に対する第三條第一項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利について準用する。この場合において、前項中「営業秘密保有者」とあるのは、「限定提供データ保有者」と読み替へるものとする。